

阿南工業高等専門学校学業成績評価に関する規則

(平成16年4月1日)

(規則第60号)

第1章 総則

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における試験，学業成績の評価，進級及び卒業の認定については，本校学則に規定するもののほか，この規則の定めるところによる。

第2章 試験

第2条 定期試験は，学期末ごとに実施する。なお，必要ある科目については中間試験を行う。

2 定期試験及び中間試験は，原則として筆記試験とする。

第3条 定期試験及び中間試験を欠席した者で，願い出により，出席停止、忌引きまたは特別欠席と認められた者については，追試験を行う。

第4条 出席時数が著しく少ない時は，その科目の受験資格を与えないことがある。

第5条 故意に試験を忌避したと認められる者又は懲戒処分のため試験を受けることができなかった者の当該試験科目の試験成績は0点とする。

第6条 試験中不正行為をした者は，当日以後の受験を停止し，当該試験期間中の全科目の試験成績は0点とする。

第3章 評価及び単位の認定

第7条 学業成績は，定期試験の成績，中間試験の成績，平素の成績等を総合したものを，科目ごとに100点法で評価する。

2 前項の規定にかかわらず，学業成績評価を合格・不合格とする科目等は別表1に定める。

3 学業成績の席次は，第1項により評価した全科目の点を単位により加重平均し算出するものとする。

第7条の2 学生は当該期の成績評価及び出欠について疑義がある場合，科目担当教員に申し出ることができる。また，その対応に不服がある場合は，異議申立ての理由を記載した「成績評価・出欠等についての異議申立書」（別紙様式1）により，異議を申立てることができる。

2 異議申立ての期間は，成績確認ホームルームから1週間以内（土曜・日曜・祝日を除く）とする。

3 第1項の申立てがあった場合は，教務主事が当該関係教員と協議の上，学生への回答を行うものとする。

第8条 追試験の成績は，100点満点をもって評価する。

第9条 学業成績が，60点以上又は第7条第2項の規定により合格となった者に所定の単位を与える。

第9条の2 学修単位の講義については，30時間の授業に加え，60時間の自学自習により2単位を認定する。

2 学修単位の演習については、60 時間の授業に加え、30 時間の自学自習により 2 単位を認定する。

3 学修単位の実験及び実習については、60 時間の授業に加え、30 時間の自学自習により 2 単位を認定する。

第 10 条 学業成績の評定は、優・良・可・不可とし、その区分は、次のとおりとする。

優 80 点以上 100 点まで

良 65 点以上 80 点未満

可 60 点以上 65 点未満

不可 60 点未満

第 11 条 欠席時数が、年間開講実時数の 3 分の 1 を超える者は、原則として履修したと認めない。

第 4 章 卒業研究

第 12 条 削除

第 13 条 卒業論文の審査は、当該教科の教員の協議によるものとする。

第 14 条 次の各号のいずれかに該当した場合は、不合格とする。

(1) 研究内容が卒業論文として不十分である者

(2) 卒業論文を期限内に提出できない者

(3) その他合格と評価できない者

第 5 章 進級及び卒業の認定

第 15 条 進級及び卒業の認定は、進級判定会議及び卒業判定会議の議を経て、校長が行う。

2 進級及び卒業要件に関する事項については、別に定める。

第 6 章 単位追認試験

第 16 条 不合格科目については、願い出により、単位追認試験を実施することができる。

ただし、第 7 条第 2 項で定めた科目は、当該科目担当教員による指導又は単位追認試験等により、再評価することができる。

2 単位追認試験の対象は、当該学年及び前学年の科目とする。

3 単位追認試験に合格した科目の学業成績は、60 点とする。

4 単位追認試験に合格した場合、当該年度内に所定の単位の修得を認める。

第 7 章 再履修

第 17 条 原学年に留められた者は、原則として、前年度の全科目の再履修を必要とする。ただし、第 4 学年及び第 5 学年の学年に留められた者に係る科目で、原学年において単位を修得した科目については、再履修を必要としない。

第 18 条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校学業成績評価に関する規程(昭和 52 年 4 月 1 日規程第 4 号)は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 5 月 18 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 3 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 5 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 3 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 14 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 23 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第7条関係)

学業成績評価において合否判定とする授業科目等

1. 授業科目

対象コース	必修選択の別	科目名等	適用年度
全コース	必修科目	卒業研究	全入学年度
全コース	必修科目	校外実習	平成30年度以前の入学生
全コース	必修科目	共同教育	令和3年度以前の入学生
全コース	必修科目	インターンシップ	平成31年度の入学生
全コース	選択科目	インターンシップ	令和2年度以降の入学生
機械コース	選択科目	機械工学ゼミナール	令和6年度以前の入学生
機械コース	必修科目	機械工学研究基礎	令和7年度以降の入学生
全コース	必修科目	キャリアデザイン1	令和2年度以降の入学生
全コース	選択科目	キャリアデザイン2	令和2年度以降の入学生

2. 特別活動

ホームルーム活動（LHR）、学校行事等

様式1 (第7条関係)

成績評価・出欠等についての異議申立書

(和暦) 年 月 日

阿南工業高等専門学校
教務主事 殿

学 年 _____年
学科・コース・クラス・専攻 _____
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____
連絡先 _____

下記の理由により成績評価・出欠等について異議申立てを行います。

記

1 対象試験・科目 (和暦) 年度 前期・後期試験 _____

2 授業科目担当教員 _____

3 異議申立てをする事由：該当する事項を選択しチェックしてください。

- (1) 成績の誤記入等，授業科目担当教員等の誤りであると思われるため。
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして，成績評価結果等に疑義があると思われるため。
- (3) その他

申立の内容及び理由

事務処理欄			
受付年月日	処理区分	担当教員への連絡	本人への回答
年 月 日	処理 担当者	年 月 日	年 月 日